

# あらいスポーツクラブ協議会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、あらいスポーツクラブ協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務局を妙高市総合体育館内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、妙高市内で活躍するスポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の連絡統一、情報交換を図るとともに、クラブ活動を通して市民の生涯スポーツ活動の振興とコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)クラブ間の連絡調整と交流連携
- (2)スポーツ大会等の開催
- (3)他のスポーツ関係組織、団体との連携及び協力
- (4)その他本会の目的達成のために必要な事業

## 第2章 組 織

(協議会の構成)

第4条 本会は、妙高市内で活動するクラブ及び本会の目的に賛同する者で構成する。

- 2 妙高市社会教育関係団体に登録された者で構成する。

(部会の設置)

第5条 本会の目的達成のために、部会を設置することができる。

- 2 部会の設置に必要な事項は、別に定める。

## 第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 幹事 若干名 監事 2名

- 2 本会は顧問を置くことができる。

(役員を選出方法)

第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。

会長、副会長、監事は各クラブ代表による総会において選出する。

- 2 理事は、各クラブの代表者による協議により選出する。
- 3 幹事は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 2 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長が事故あるときはその職務を代行する。
- 4 理事は、本会の会務を分担する。
- 5 幹事は、会務を掌理する。
- 6 監事は、会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とし、会長が召集し議長をつとめる。

- 2 総会は、年1回以上開催する。会議は、半数以上の出席によって成立し、議事は多数決により決める。可否同数の場合は、議長が決定する。
- 3 役員会は、必要により随時開催する。
- 4 理事会は、必要により随時開催する。

#### 第5章 会 計

(資 金)

第11条 本会の経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1)会費
- (2)事業費に伴う収入
- (3)助成金
- (4)その他

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

#### 第6章 補 則

(補 則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の会務処理に必要な事項は総会で協議し、決定する。

附 則 この会則は、平成10年4月1日より施行する。

平成15年3月25日一部改正。

平成17年4月14日一部改正。

平成20年3月26日一部改正。

平成22年3月17日一部改正。

平成24年3月21日一部改正。

平成26年3月25日一部改正。